

令和7年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 中目黒住区センター児童館学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
 - ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
 - ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて『放課後児童クラブ運営指針解説書』も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
 - ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
- 例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当たる場合は、「-：該当しない（評価の対象に当たるまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などを）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針を踏まえて年間事業計画を作成している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針を踏まえた事業計画をもとに、保護者の就労を支援し児童の健全育成を行っている。
放課後児童クラブにおける育成支援の基本	（1）放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもたちが安心・安全に過ごせるように、環境整備や保育内容の検討を行っている。毎月職員会議を行い、その月の保育目標の確認や「目黒区学童保育クラブ運営指針」の学習を継続的に行っている。
	（2）保護者及び関係機関との連携	○	保護者会、個人面談、保育参観を実施し、日々の連絡帳を通して保護者と連携している。小学校とは特別支援学級、特別支援学校の担任との懇談会を実施している。また、必要に応じて個別ケースの情報共有もしている。
	（3）放課後児童支援員等の役割	○	放課後児童支援員研修やその他の研修に参加し、放課後児童支援員の役割等学び理解している。
	（4）放課後児童クラブの社会的責任	○	子どもの人権に十分に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行っている。子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べたり、参加したりするなどを保護した保育を行っている。「児童福祉法」「児童の権利に関する条約」「目黒区子ども条例」「障害者差別解消法」等における子どもの人権に関する規定について理解し、学んでいる。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	（1）社会的責任・職場倫理	○	OJTや職員会議、研修を通して、仕事を進める上での倫理や育成支援の充実を図る為に必要な知識、技術を得るよう努めている。また学んだ事を職場内で共有する事で育成支援の充実につなげている。
	（2）法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	「ほう・れん・そう」を職員間で確認し、迅速に対応できるよう体制を整えている。2クラスに分かれた運営である為、情報共有を丁寧に行い、子どもや保護者への対応はクラス担当が責任を持つと共に複数確認を基本としている。
6 事業内容向上への取り組み	（1）職員集団のあり方	○	毎日、全体会議等、効率良かつ丁寧に打ち合わせを行っている。異動職員、新任職員にもわかりやすい業務マニュアルを作成（必要に応じて更新している）し、振り返りやヒヤリハットの共有等、一人ひとりの、また職員集団としての育成に力を入れている。
	（2）研修等	○	資質向上を図るための研修等の機会を、職場内外ともに充実させている。放課後児童支援員の研修への周知を図り、積極的な参加を促している。
	（3）運営内容の評価と改善	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ウェブサイトでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取り組んでいるかを明らかにしている。なお、第三者評価については、令和4年度に実施した。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行っている。また、子どもに対する職員の様々な意見、見立てを多面的に捉え、共有し一人ひとりの職員の視野を広げ育成支援につなげている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	（1）育成支援の内容	○	育成支援の内容に基づいて年間事業計画を作成している。
	（2）育成支援の留意点	○	育成支援の留意点を理解し、年間事業計画をもとに日々の保育を行っている。
9 障害のある子どもの対応	（1）障害のある子どもの受け入れの考え方	○	「児童福祉法」「児童の権利に関する条約」「目黒区子ども条例」「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」等を学び、研修を受けて、受け入れを行っている。
	（2）障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	日々の記録、月別報告書、巡回指導等で検証・検討しながら、また保護者や関連機関と連携して育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもの対応	（1）児童虐待への対応	○	日常的に子どもの心身の状態に留意し、保護者と会話をする際の気付きも大切にしている。気になる言動があった時には記録をとり職員間で共有している。必要に応じて家庭センターと連携をとり対応している。
	（2）特別の支援を必要とする子どもの対応	○	スーパーバイザーを利用して子どもの様子を見てもらい、支援方法のアドバイスを受けている。こども家庭センター、発達障害支援拠点などと、相談支援ひまわりと連携して支援を行っている。
	（3）特に配慮を必要とする子どもの対応に当たっての留意事項	○	個別に面談する以外で、職員と保護者が話す際に、他の保護者等がいる場合は別室に移動し「立ち話し」にならない等、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	（1）保護者との連絡	○	「安心んんしょばよ」を通じて入退室情報の共有や出席席の連絡を受けている。連絡の無い児童の保護者には電話確認もしている。子どもの様子や学童保育クラブの生活の様子は、毎日の連絡帳、毎月のクラブ便り、個人面談、保育参観等で保護者と情報共有している。
	（2）保護者からの相談への対応	○	お迎え時には保護者に積極的に話しかけ、子どもの様子や気になる事を伝えている。保護者からの問い合わせや相談には、その都度丁寧な対応や説明に当たっている。また、年間計画以外にも必要に応じて個人面談を実施している。
	（3）保護者及び保護者組織との連携	○	保護者行事への参加を促し、日々の遊びの体験を通して、子どもたちのクラブでの様子や仲間関係を理解してもらう機会としている。また、保護者同士が交流できる機会などになっている。保護者の任意団体の行事内容へのアドバイスをしたり、物品の貸し出しをしたりして協力関係を築いている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間事業計画に育成支援に係る職務内容を盛り込み、年間を通して実施している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	月案、週案、必要に応じて日案を作成し、日々の保育に反映し、実施している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校行事や授業参観へ積極的に出向いている。学校便りをもらい、クラブ便りを渡している。また、Home & Schoolに登録している。特別支援学級、特別支援学校の担任との懇談を行うと共に、必要に応じて個別に児童の様子について情報共有、連携している。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	従来の取り決め通り、個人情報等の取扱いについて順守している。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	保育所、幼稚園等は様々なところから来ている為、連携に差異があるができるだけ連携できるようにしていく。小学校内学童保育クラブとは年に数回、交流会を行う等の連携をしている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域の定例会議には年に数回参加している。行事では、関係機関との共催で「おまつり」を実施した。複合施設内の関連機関とは、打ち合わせや、利用者対応などの運営の連携をしている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	併設児童館とは情報を共有し、連携している。学童保育クラブ辞退後の児童館利用にもつなげている。

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	放課後子ども対策課の方針、日黒区の児童館・学童保育クラブの感染症対応の方針に従い対応している。消毒、児童への声かけ、職員間の感染予防などガイドライン、マニュアルに沿って行っている。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	危機管理マニュアル等を作成している。保育環境の整備を進めると共に、保育時は予防のための遊び方の留意点を子どもたちに伝え、子どもたち自身の安全への意識を育てている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	月1回の防災・防犯・風水害に備える訓練の実施、年6回の安心でんしょばと配信訓練を行っている。訓練時には、施設内、関連機関（警察署）とも連携している。災害用伝言ダイヤルが利用できる月には訓練を実施し、保護者が体験できるようPRしている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	中目黒小学校学区域の範囲内において、国で実施している「来所・帰宅における危険箇所の調査」に取り組み、児童が一人で歩く道の安全確認をしている。

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	△	移転に伴い他施設を借りており、専用区画ではない施設を使用している。運営方法は工夫している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	△	専用区画ではないので、設備や備品を置けるスペースが限られている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区の配置基準に基づいて職員配置を行っている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	2クラス制で運営し、職員はクラス担任制をとっている。要個別介助児童や医療的ケア児童へのきめ細かな個別対応のため、過員配置をつけ支援体制をとっている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模（支援の単位）	○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。	
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は、一日保育日8:00～、平日下校後～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。	
22	利用開始等に関わる留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のウェブサイトでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。	
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	安全衛生委員会を設置し、職員も参加している。年2回の職場環境測定、年間を通して職場環境チェックリストに沿った点検、改善を実施している。	
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。